

平成27年8月6日
子ども・若者部
保育認定・調整課

認可・確認条例等の基準解説の制定について

1 主旨

区は昨年、子ども・子育て支援新制度関連条例として、「世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（以下「認可条例」という。）」及び、「世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（以下「運営条例」という。）」を定め、本年4月に施行した。

区は、認可条例及び運営条例の効果的な運用を図るため、新規開設及び運営における基準の詳細及び区の指導内容について、利用する区民及び運営事業者に対して明確化し、透明性を確保することを目的に、当該条例等の基準解説に関する規定を制定する。

2 基本的な考え方

保育の質を確保する観点から、認可条例の制定に係る区の基本的考え方を踏襲し、区における類似事業等の基準が国の定める基準より高い場合には、現在の区の基準を、国の基準の方が高い場合には国の基準を採用するとともに、新規の基準については、国の基準を基本としつつ、子ども・子育て部会（現子ども・子育て会議）等での議論を踏まえ定める。

3 認可・運営条例等の基準解説（案）

基準解説は事務取扱要綱として整備する。ただし、用語や運用上の取扱いを整理した結果、より明確にその内容を示す必要があるときは、関連条例及び規則の改正も検討する。また、制定後も見直し・充実を図っていくものとし、居宅訪問型保育事業に関しては、別途行っている障害児等保育の検討結果を待ち、その内容を反映させる。

（1）家庭的保育事業等の認可等に係る基準解説（案） 別添1

（2）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準解説

運営に係る基準解説については、平成12年3月30日児発第299号通知「保育所運営費の経理等について」等、関係通知の改正が予定されているため、改正を踏まえた案を別途報告する。

4 今後のスケジュール（案）

平成27年8月

第2回子ども・子育て会議

整備を検討している規程等に対する意見徴収

会議終了後、ご意見がある場合は、平成27年8月31日(月)までに下記担当へご連絡ください。

秋以降

整備を検討している規程等の制定及び保育施設等への周知